

## 平成 29 年第 4 回定例委員会

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 22 日（水）10 時 30 分から 10 時 45 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章  
 委員長職務代理 大木田 守  
 委員 嶋田 實  
 委員 佐藤 男 三  
 事務局 長  
 担当 部長  
 選挙 課 長  
 広報啓発担当課長  
 書記 5 名

### 4 議 事 議案

- 1 東京都選挙執行規程の一部改正について  
 その他  
 1 当面の日程

### 5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委員長	<p>ただいまから、平成 29 年第 4 回定例委員会を開会いたします。お手元に、平成 29 年第 3 回の定例委員会の「会議要録」をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで連絡をお願いいたします。</p> <p>本日は、1 件の議案を予定しております。</p> <p>それでは、議案第 1 号「東京都選挙執行規程の一部改正」について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>≪議案第 1 号について、説明を行った。≫</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。</p>
委員	<p>現在、期日前投票制度が始まってから大分時間が経っているが、導入に至った経緯を知りたい。</p>
事務局	<p>制度導入当初は、不在者投票制度と同様に告示されてから数日間は、投票することができませんでした。私たちは都道府県選管連合会を通じて、告示日の翌日から投票できるように法改正要望をしておりました。国としては、告示日</p>

に確定する裁判官の氏名を投票用紙に記載して翌日に配布することは困難であり、作業日数が必要であるという見解から、なかなか動かなかつたという経緯があります。ただ、2年ほど前から行われております「投票環境向上方策等に関する研究会」の中で不具合が指摘されまして、国が動いたという経緯があります。

委員 投票用紙に裁判官の氏名が印刷された裁判官が、退官等により審査を行わなくなった場合の投票所内における掲示に関して必要な事項は、都道府県選挙管理委員会では定めるとあるが、各都道府県において内容に差が生じるのか。

事務局 内容については、各都道府県で差が出るものではないと考えております。各都道府県においても、今回私どもが規定されるものと同様に規定するものと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。

その他、本日の議題について、何かございますか。

委員 なし。

委員長 他にないようですので、次の委員会の開催日については、3月8日に開催することとし、本日の委員会は閉会といたします。